

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年6月20日

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
沖縄職業能力開発大学校契約担当役校長 仲尾 善勝

1 一般競争入札に付する業務

- (1) 業務名 沖縄職業能力開発大学校学生ホール改修その他工事設計監理業務
- (2) 業務場所 沖縄県沖縄市池原2994-2
- (3) 業務内容 別添「沖縄職業能力開発大学校学生ホール改修その他工事計画概要」記載のとおり。
- (4) 履行期間
 - ア 設計期間：契約締結の翌日から平成26年8月31日まで
 - イ 監理期間：当該設計業務に係る工事の公告日から工期末日の14日後までとする。
(ただし、その日が当該年度末日を越える場合は、当該年度末日を期間の最終日とする。)

2 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成26年7月7日時点において、厚生労働省の一般競争参加資格の「建築関係建設コンサルタント」に係る「A等級」「B等級」または「C等級」のいずれかの認定を受けている者であって、沖縄県内に本社、支店又は営業所のいずれかを有する者であること。
- (4) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構監理業務委託要綱第6条（別紙2参照）による監督員を配置することができる者であること。
- (5) 平成26年7月7日時点において、厚生労働省より指名停止措置または独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構より競争参加の資格停止措置を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者でないこと。

- (7) 民事再生法に基づき民事再生手続の申立がなされている者でないこと。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 入札参加申込方法

- (1) 入札参加申込は、厚生労働省に登録している本社（店）においておこなうこと。ただし、上記「2 競争参加資格」において示す沖縄県内に、本社がない場合は、沖縄県内に支店を有することが確認できる書類（現在事項全部証明書等の写し）を提出すること。
- (2) 入札参加申込書（別紙1）及び厚生労働省の「資格審査結果通知書」の写しを、下記のとおり書留郵便（一般書留、簡易書留）により送付すること。

ア 送付先

〒904-2141 沖縄県沖縄市池原2994-2
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
沖縄職業能力開発大学校 総務課あて
TEL 098-934-6282

イ 入札参加申込書受付期間

平成26年6月23日 9時 から
平成26年7月7日 16時 まで（必着）

4 入札心得書、仕様書の交付方法

平成26年6月23日9時から平成26年7月7日16時までの間に、当機構において入札参加申込書を受領した後、電子メールにより交付する。

5 入札参加資格の通知

入札参加申込の受付終了後、当機構において入札参加申込者の入札参加資格に係る審査を行う。審査の結果については、平成26年7月11日までに通知する。

なお、入札参加資格があると認めた者であっても、上記2の競争参加資格条件を欠くと認められた場合には、入札参加資格を取り消すものとする。

6 入札方法等

(1) 入札執行日時及び場所

日時 平成26年7月14日 10時
場所 沖縄県沖縄市池原2994-2
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
沖縄職業能力開発大学校 A棟 1階会議室
TEL 098-934-6282

- その他
- ・入札参加者又はその代理人は、印鑑及び名刺を持参すること。
 - ・入札開始時間は、入札執行者の判断により、場合によっては遅らせることもあり得ること。
 - ・入札の開会を宣言した後は、その時会場に入室（出席）していない者は、いかなる理由があっても入札に参加することはできない。

(2) 入札書の提出方法

上記（1）の日時及び場所に持参すること。

(3) 落札者の決定

入札参加者のうち、その入札価格が契約の目的に応じ予定価格の108分の100に相当する価格の範囲内で最低価格のものを落札者とする。

ただしその価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととな

るおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の108分の100に相当する価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(4) その他

入札方法等の詳細は、入札心得書による。

7 契約書の作成

設計監理業務委託契約書（以下「契約書」という。）は、当機構指定のものを使用しなければならない。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金は免除する。

9 異議の申立

当機構の判断により入札参加資格がないとされたことに対する異議は、入札参加資格に係る審査結果通知日から3日以内（通知日及び土日祝祭日は含まず）に届くように以下の問い合わせ先あて文書で申し立てすること。また、文書発送前後には、質問受付時間内に電話による連絡を必ず行うこと。

なお、それ以後は、異議の申立は受け付けないものとし、当機構の手続に過失がある場合においても責任を問えないものとする。

10 その他

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

11 問い合わせ先

〒904-2141 沖縄県沖縄市池原2994-2

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

沖縄職業能力開発大学校 総務課あて

担当：石津、大高、添田

TEL 098-934-6282

質問受付時間： 9時から 12時まで、
13時から 16時まで

以上

別添

【沖縄職業能力開発大学校学生ホール改修その他工事設計監理業務概要】

本業務は、設計条件に基づき、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄職業能力開発大学校が実施する学生ホール改修その他工事（以降、「改修工事」という。）の基本設計、実施設計、積算等を行い、必要な図面、内訳書、仕様書等を作成し、併せて同工事の工事監理及び財産図等の作成をするものである。

【沖縄職業能力開発大学校学生ホール改修その他工事計画概要】

体育館・学生ホール棟のうち学生ホール

学生ホール

①内部改修

- ・床・壁・天井仕上げの撤去・新設
- ・自動扉の改修
- ・扉の新設
- ・照明器具の撤去・新設

②外部改修

- ・外部テラスの拡張
- ・照明器具の撤去・新設
- ・外部サッシの調整・清掃

(入札公告の別紙1)

平成 年 月 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
沖縄職業能力開発大学校
契約担当役校長 仲尾 善勝 殿

住 所
商号又は名称
代表者名

印

入 札 参 加 申 込 書

沖縄職業能力開発大学校学生ホール改修その他工事設計監理業務に係る入札について、下記について誓約のうえ、参加を申込みます。

記

- 1 沖縄職業能力開発大学校学生ホール改修その他工事設計監理業務に係る入札公告に定める事項及び法令上の規制を全て承知した上で、参加を申込みます。
- 2 落札した場合であっても、契約成立後に、入札参加資格等がないことが判明する等の理由で、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が入札を無効と判断した場合、契約が解除となることを承知した上で、参加を申込みます。

以 上

(添付書類)

- ・厚生労働省の資格審査結果通知書の写し 1部
 - ・入札公告の3(1)の但書きに該当する場合は、現在事項全部証明書等の写し 1部
- ※ 参加申込みは、必ず厚生労働省に登録している本社(店)において行うこと。

(担当者連絡先)

所在地		電話番号	
		FAX番号	
部署名		担当者氏名	
電子メールアドレス			

※当該連絡先に当該入札に係る諸連絡を行う。また、後日実施予定の工事入札においても、入札参加業者の質問先として、入札心得書に記載されること。

(入札公告の別紙2)

監理業務委託要綱(抜粋)

(監督員の資格)

- 第6条 主任監督員は、1級建築士として5年以上の監理の実務経験を有し、当該工事を充分監理する能力を有するものとする。ただし、監理対象工事の設備工事が単独又は主の場合は、機構と協議の上、建築設備士等とすることができる。なお、主任監督員の再委託は不可とする。
- 2 建築の監督員は、1級建築士又は2級建築士とする。ただし、2級建築士の場合は、10年以上の監理の実務経験を有するものとする。なお、巡回監督の場合は、1級建築士とする。
 - 3 電気設備の監督員は、電気主任技術者(電気事業法)、電気工事施工管理技士、建築設備士、設備一級建築士若しくは建築設備検査資格者とする。ただし、資格を有しない者の場合であっても、10年以上の監理の実務経験を有する場合は、機構と協議し、監督員とすることができる。
 - 4 機械設備の監督員は、管工事施工管理技士、建築設備士、設備一級建築士若しくは建築設備検査資格者とする。ただし、資格を有しない者の場合であっても、10年以上の監理の実務経験を有する場合は、機構と協議し、監督員とすることができる。